平成２９年（フ）第１５２号
兵庫県明石市二見町西二見2014番地の15　土山駅前スカイハイツＢ―209号
債務者　大木　健治
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
兵庫県明石市二見町西二見810番地の１　ライオンズマンション明石二見802号
債務者　原田さゆり
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
神戸市西区玉津町上池349番地の６
債務者　吉田　勇太
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字五十嵐13番地２　双葉団地２－４
債務者　永澤　悦子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
青森県五所川原市大字姥泡字船橋153番地１
債務者　藤田　教子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
青森県五所川原市若葉３丁目３番17―３号、旧住所青森県五所川原市若葉３丁目３番23―３号
債務者　成田　重三
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第６１３号
千葉県鎌ケ谷市富岡３丁目９番22号（ヒルサイドコート201）
債務者　古谷　正治
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６２４号
千葉県柏市増尾台１丁目12番53―407号
債務者　西村　健宏
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２７号
広島県福山市草戸町５丁目４番13―４号
債務者　西山　英子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１２８号
広島県福山市草戸町５丁目４番13―４号
債務者　西山　理嘉
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１６２号
（平成28年12月16日までの住所）青森県八戸市旭ケ丘１丁目３番地市営住宅Ｂ４－３－３
債務者　岩立有希子（昭和51年11月７日生）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８９号
千葉県我孫子市柴崎台５丁目６番12―108号サン・エポック
債務者　中村　義勝
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６０６号
千葉県松戸市岩瀬15番地の１　田中荘105号
債務者　岩瀬　稚代
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６２号
山口県周南市青山町６番２号、前住所山口県萩市大字椿3189番地１
債務者　中野　慎吾
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第６３号
山口県周南市青山町６番２号、前住所山口県萩市大字椿3189番地１
債務者　中野　朗子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第６７号
山口県周南市速玉町３番16号　周南市軽費老人ホームきずな苑、住民票上の住所山口県周南市坂根町７番11号
債務者　西畑　良美
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第６８号
山口県周南市速玉町３番16号　周南市軽費老人ホームきずな苑、住民票上の住所山口県周南市坂根町７番11号
債務者　西畑　鈴子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
山口地方裁判所周南支部

免責許可決定

平成２９年（フ）第１１４７号
札幌市手稲区前田３条７丁目４番１号
破産者　百武　和美
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部